



金沢市公報

第2561号

平成19年(2007年)8月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 公 告	
● 告 示		○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について	4
○自転車等を移動し、保管したことについて	1	(環境保全課)	
(歩ける環境推進課)		○金沢市農業振興地域整備計画の変更について	4
○自転車等の撤去及び保管について	2	(農業総務課)	
()		○金沢農業・農村総合振興計画の変更について	4
○地縁による団体の告示された事項の変更につ	2	()	
いて (市民参画課)		○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に	4
○住民票の職権消除について (市 民 課)	3	ついて (都市計画課)	
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための	3	○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に	6
居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指		ついて ()	
定について (生活支援課)		● 監査公表	
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための	3	○監査公表 (第19号-第21号) (監査事務局)	6
居宅介護支援を担当させる機関の指定につ		● 消防局公告	
いて ()		○消防車のサイレンの使用について	12
		(警 防 課)	

告 示

●金沢市告示第215号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営柿木島自転車駐車場
 - 金沢市営片町広場自転車駐車場

- 2 保管自転車等の台数
 自転車 96台
 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成19年7月1日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成19年8月13日から20年2月13日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第216号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	28台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	8台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	2台
もりの里2丁目地内	自 転 車	2台
入江3丁目地内	自 転 車	2台
北塚東地内	自 転 車	2台
京町地内	自 転 車	2台

- 2 自転車等を撤去した日
 平成19年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
 (1) 期間
 平成19年8月13日から20年2月13日まで
 (2) 場所
 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大桑町々会	事務所の所在地	金沢市大桑町ト20番地	金沢市大桑町リ32番地	平成19年 2月4日
	代表者の氏名及び住所	宮本 雅弘 金沢市大桑町ト20番地	桑本 善嗣 金沢市大桑町リ32番地	

●金沢市告示第218号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成19年8月1日に職権消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生年月日
金沢市粟崎2丁目120番地	大戸 重宏	男	昭和37年9月15日

●金沢市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社 共生ねっと金沢駅西 代表取締役 南 喜興志	金沢市北安江1 丁目11番38号	夢の里 すみよし	金沢市北安江1 丁目11番38号	平成19年6月1日
株式会社 ビースタイルケア 代表取締役 山科 学	金沢市八日市2 丁目282番地5	ビースタイルケア 福祉用具事業部	金沢市畝田西2 丁目17番地	平成19年7月1日
株式会社 清泉デイサービスセンター 代表取締役 村田 清	金沢市泉本町1 丁目107番地1	清泉デイサービスセ ンター	金沢市泉本町1 丁目107番地1	平成19年7月1日

●金沢市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関を指定したので、同条第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ラフィーネ 代表取締役 岡本 明子	金沢市田上本町 22街区18番	ケアプランうめばち	金沢市田上本町 22街区18番	平成19年6月1日
有限会社 暖心 取締役 浅江 敏春	白山市宮保新町 60番地	ふきのとう	金沢市高尾南2 丁目58番地	平成19年7月1日
株式会社 清泉デイサービスセンター 代表取締役 村田 清	金沢市泉本町1 丁目107番地1	清泉ケアプランセン ター	金沢市泉本町1 丁目107番地1	平成19年7月1日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
15	株式会社西原ネオ	東京都港区芝浦3丁目6番18号	平成19年7月20日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田美土代町7番地	平成19年8月1日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢市農業振興地域整備計画を平成19年8月13日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢市農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

金沢農業・農村総合振興計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号口の規定により公告し、当該計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

1 金沢農業・農村総合振興計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年8月13日から同年9月12日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成19年9月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢市都市計画 特別用途地区 (大規模集客施設 制限地区)の 決定	金沢市乙丸町、神野町、神野1丁目、北町、北安江2丁目、黒田1丁目、古府1丁目、古府3丁目、古府西1丁目、桜田町3丁目、示野中町、示野中町1丁目、示野中町2丁目、新保本3丁目、新保本4丁目、大和町、東力2丁目、長田本町、疋田3丁目、福久東1丁目、藤江南1丁目、藤江南2丁目、二口町、増泉5丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目、南広岡町、向中町、本江町、元菊町、森戸1丁目、米泉町10丁目、若宮1丁目、若宮2丁目の全部並びに浅野本町、浅野本町2丁目、荒屋1丁目、泉本町4丁目、泉本町5丁目、泉本町6丁目、泉本町7丁目、出雲町、糸田2丁目、糸田新町、畝田東4丁目、畝田中1丁目、畝田中3丁目、畝田西1丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、梅田町、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町5丁目、駅西本町6丁目、大友町、大野町4丁目、大野町7丁目、大場町、沖町、押野2丁目、桂町、金石西1丁目、金石東1丁目、金石本町、上荒屋5丁目、上安原南、神谷内町、神田1丁目、神田2丁目、観法寺町、北森本町、北安江3丁目、北安江4丁目、京町、黒田2丁目、鞍月3丁目、小坂町、古府2丁目、古府町、御供田町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、三社町、示野町、昭和町、白菊町、新保本5丁目、進和町、寺中町、神宮寺2丁目、神宮寺3丁目、千木1丁目、千日町、高島1丁目、高島2丁目、高島3丁目、高柳町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾4丁目、近岡町、塚崎町、東力町、戸水1丁目、戸水2丁目、直江町、直江北1丁目、中橋町、中村町、中屋町南、長田1丁目、長田2丁目、長土塀2丁目、長土塀3丁目、七ツ屋町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、鳴和台、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢新町、二宮町、額新保1丁目、野町5丁目、八田町、疋田1丁目、疋田2丁目、福久町、福久2丁目、福増町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、藤江南3丁目、法光寺町、保古1丁目、保古3丁目、間明町、間明町2丁目、増泉1丁目、増泉2丁目、増泉3丁目、増泉4丁	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成19年8月13日から 同月27日まで	

	目、松村町、松村1丁目、松村2丁目、松村3丁目、松村5丁目、大豆田本町、三池町、御影町、湊1丁目、湊2丁目、南新保町、南森本町、無量寺町、百坂町、森戸2丁目、諸江町、矢木3丁目、薬師堂町、柳橋町、横川3丁目、横川6丁目、横川7丁目、吉原町、米泉町1丁目、米泉町2丁目、米泉町5丁目、米泉町6丁目、米泉町7丁目、米泉町8丁目、若宮町及び割出町の各一部			
金沢都市計画地区計画	金沢市鳴和町及び小坂町西の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成19年8月13日から 同月27日まで	サンシャイン 鳴和地区 地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成19年8月13日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画地区計画	金沢市堅町及び片町1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成19年8月13日から 同月27日まで	堅町商店街地区地区計画

監 査 公 表

●金沢市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年8月13日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 澤 飯 英 樹
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 監査対象箇所

番号	局 名	監査対象箇所	番号	局 名	監査対象箇所
1	都市政策局	金沢蓄音器館	24	教育委員会	中央小学校
2	〃	室生犀星記念館	25	〃	中央小学校芳齋分校
3	〃	金沢くらしの博物館	26	〃	馬場小学校
4	〃	城北市民体育館	27	〃	森山町小学校
5	〃	城北テニスコート	28	〃	浅野町小学校
6	〃	医王山スキー場	29	〃	小坂小学校
7	総 務 局	職員センター	30	〃	湯涌小学校
8	産 業 局	金沢湯涌みどりの里	31	〃	清泉中学校

9	〃	金沢水産衛生センター	32	〃	北鳴中学校
10	市 民 局	森本市民センター	33	〃	長田中学校
11	〃	新神田市民センター	34	〃	港中学校
12	〃	湊市民サービスコーナー	35	〃	芝原中学校
13	福祉健康局	金石保育所	36	〃	西南部中学校
14	〃	森山保育所	37	〃	緑中学校
15	〃	障害者高齢者体育館	38	〃	額中学校
16	〃	内川墓地公園	39	〃	犀生中学校
17	〃	泉野福祉健康センター	40	〃	森本中学校
18	〃	元町福祉健康センター	41	〃	中央共同調理場
19	〃	小動物管理センター	42	〃	玉川図書館城北分館
20	環 境 局	西部クリーンセンター	43	消 防 局	中央消防署
21	〃	西部衛生センター	44	〃	駅西消防署森本出張所
22	教育委員会	中村町小学校	45	〃	金石消防署三和出張所
23	〃	新竪町小学校	46	企 業 局	発電管理センター

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、澤飯英樹、中西利雄、上田忠信、増江 啓

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

上田忠信、増江 啓は平成19年5月1日に退任し、代わって同月11日に澤飯英樹、中西利雄が就任した。

3 監査の範囲

平成18年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた平成19年度及び平成17年度以前の事務を含む）

4 監査の期間

平成19年4月18日から同年7月25日まで

5 監査事項

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

6 監査の方法

監査に当たっては、対象局課長へ事前に通知し、関係書類の通査、照合及び事情聴取をするとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

7 監査の結果

監査を実施した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項があったので、適切な処理を講じられたい。

なお、その他改善済みのもの及び軽微な事項については、記述を省略した。

- ① 公有財産の管理に関し、一部の小中学校において、消防用設備及び自家用電気工作物の不備を1年以上放置していたものが見受けられたほか、理科実験用薬品の転倒防止等保管・管理に不備が見受けられたので、安全管理上、必要な措置を早急に講じる必要がある。
- ② 公金等の取扱いに関し、一部の小中学校で校費の支払事務に錯誤が見受けられたほか、福祉健康センターでは郵便切手の取扱事務に錯誤が見受けられたので、それぞれ適正を期す必要がある。

8 監査結果に添える意見

施設・設備の維持管理について、利用者の安全確保が強く求められていることから、改修・点検等の記録を網羅した維持管理カルテともいべき台帳や図面等を整備しながら、安全管理の徹底を図ることが望まれる。

また、公金取扱に関し、各福祉健康センターに現金出納員を配置し管理体制を強化することが望まれる。

●金沢市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査

の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年8月13日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	中	西	利	雄

1 定期監査（財務事務監査等）

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年6月15日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局卸売市場中央卸売市場事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成15年2月22日（平成15年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
関連事業者売場使用料等に係る延滞金については、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第34条に規定する随時に徴収する収入として調定されていないので、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例（昭和38年条例第8号）第2条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。	平成17年度以降の納期限後の納入者については、延滞金納入通知書を発行し、延滞金を徴収している。また、延滞金の徴収については、市税と同様の取り扱いにする旨条例で規定した。

（その2）

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年6月15日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局卸売市場中央卸売市場事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年2月1日（平成18年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
1 市場使用料の減免について、減免割合に統一を欠く取り扱いが見受けられるので、減免に関する取扱基準を明確化する必要がある。	市場使用料に係る減免については、施設に応じた減免に関する取り扱いを決定し、減免割合を統一することにした。
2 委託契約において予定価格の基礎となる算定根拠の不明確なものが一部見受けられるので、適正化を図る必要がある。	支出負担行為何額の算定根拠を明確にするため、積算内訳を支出負担行為何書に添付することとした。

（その3）

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年7月9日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局土木部道路管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年2月13日（平成19年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
1 道路占用料の減免に伴う調定について、一部で減額調定の遅延や年度当初の調定の省略が見受けられるので、適正な事務処理を行う必要がある。	歳入調定及び減額調定を行う場合には道路占用許可何書の決裁文書を添付し、調定事務が遅滞しないようチェック体制を強化した。 また、過年度に道路占用許可を行ったものに係る次年度以降の事務については、道路占用料システムを平成19年3月末に改修（占用料の額及び減額額を表示）し、同年4月からシステム運用を開始し、調定及び減額調定を行うよう改めた。

2 道路占用料の徴収事務について、調定の遅延や督促状の未発行、延滞金の未徴収が見受けられるので、適正な事務処理を行う必要がある。	複数の職員による事務処理体制の見直しを図り、適正な時期に督促状を発送するよう改めた。 また、延滞金については出納閉鎖期限までに滞納整理に併せ徴収した。
--	--

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年7月10日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局農林部農業センター
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年3月12日(平成19年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善内容)
生産物売払いに伴う調定について、約1か月分をまとめて行っているが、適時行う必要がある。	平成19年3月より歳入調定をその都度行うこととした。

2 定期監査(財産の管理等状況監査)

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年7月4日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課、学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年8月11日(平成16年監査公表第24号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善内容)
学校の消防用設備について、消防の査察結果や保守管理業務の定期点検報告において不備が指摘された箇所のうち、いまだ改修が行われていないものが見受けられる。消防用設備は、災害から生命、財産を守る重要な施設であり、早期、計画的に改修を図るべきである。	指摘のあった学校の消防用設備の改修については、定期的に点検し、不備が判明したものに対し、即座に業者を手配、改修を実施した。今後も児童生徒の安全確保のために、早急にかつ計画的に改修を進めていく。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年7月4日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課、学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年3月31日(平成18年監査公表第11号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善内容)
小学校の消防用設備について、消防の査察で避難設備や警報設備の不良が指摘されるもいまだに改善されていないものがあつたほか、理科実験用薬品の転倒防止策がなされていない学校も見受けられたので、早急に改善し防災安全管理を徹底する必要がある。	小学校の消防用設備について、避難設備や警報設備の不良が判明したものに対し、即座に業者を手配、改修を実施したほか、平成18年4月10日付けで、転倒防止を含めた薬品の保管及び管理の徹底を図るよう通知を行い、指摘のあった学校においては既に転倒防止策を講じている。今後とも薬品の適切な保管及び管理に向けて啓発を行っていきたい。

3 財政援助団体等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年6月1日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部区画整理課(財団法人金沢まちづくり財団)
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年1月11日(平成18年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
(1)財団法人 金沢まちづくり財団 固定資産台帳について、一部に財務規程と異なる取扱いや必要事項の記載漏れが見受けられるので、固定資産の的確で効率的な管理運用に資するよう改善する必要がある。	(1)財団法人 金沢まちづくり財団 実務に応じて財務規程を改正し、台帳についても必要事項の記載を行い、固定資産の効率的な管理運用に資するよう処置を講じた。
(2)都市整備局定住促進部区画整理課 財務会計事務について適時適切な指導を行う必要がある。	(2)都市整備局定住促進部区画整理課 財団法人金沢まちづくり財団の財務会計事務処理が適正に行われるよう適時適切に指導していく。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年6月13日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局観光交流課（金沢市観光協会）
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年12月12日（平成17年監査公表第31号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
(1)金沢市観光協会 財務会計処理や事務決裁等に関する規程が整備されていないので、これらを早急に整え、会計経理事務を改善する必要がある。	(1)金沢市観光協会 「会計規程」及び「処務規程」を平成17年度内（平成18年3月28日決裁）に整備し、平成18年4月1日より施行した。
(2)産業局観光交流課 会計経理事務の改善に適切な指導を行う必要がある。	(2)産業局観光交流課 金沢市の財務規則、契約規則及び事務決裁規則に準じた会計規程及び処務規程を早急に整備するよう通知し、整備にあたり適宜、指導を行った。

●金沢市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年8月13日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 澤 飯 英 樹
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年5月30日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局税務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日（平成18年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
指摘事項 ①「領収書」及び「受託証書受領書」の現物管理について、受払管理簿に基づく適切な管理をすべきである。	①平成17年度末より、年度末及び年度内の職員の担当異動時に、受払管理簿に基づき、管理職による確認を徹底した。

②滞納案件については、随時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止とすべきである。

意見

①督促状の発送対象及び発送除外となったもののリストをデータ又は帳票として保存する必要がある。

②受託証書の管理について、定期的に金融機関との残高照合を行うこと、受託証書返戻時の領収書を管理担当において管理することを励行する必要がある。

③時効が成立すれば徴収権そのものが消滅するのであるから、時効が成立する前に執行停止あるいは時効中断の判断を積極的に行う必要がある。

④「分割納付」を認める際のルールの整備が必要である。

⑤延滞金の残高管理を行うと同時に、より一層の積極的な徴収を行う必要がある。

⑥延滞金減免に関する事務取扱いについて、内規等に添付すべき必要書類を明示する必要がある。

⑦差押情報の登録を適切に行うなど、税システムによる一元管理が可能となるような管理体制の構築が求められる。

⑧差押中で、一定期間が経過したものについては財産の強制換価や執行停止などのより進んだ処理の検討を積極的に行う必要がある。

②これまでも、滞納額500万円以上の案件については、滞納処分審査会で年2回判断しており、500万円未満の滞納案件については、随時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止を行っている。

更に、平成18年度より、小額滞納整理班を設置し、小額滞納者についても積極的に執行停止を行った。

①平成18年度より、督促状の発送対象及び発送除外となったものをデータとして保存している。また、督促状発行回議簿に印刷及び発送除外理由書を添付し、保管している。

②平成18年度より手形等の証券の管理については、既存の整理簿のほか、金融機関と調整の上、毎月残高管理を行っている。また、受託証書返戻時の領収書は、管理担当者において管理し、徴収担当者は同領収書のコピーを保管し、内部牽制が効くように改めた。

③平成18年度より、小額滞納整理班を設置する等、徴収体制の強化を図り、時効の成立前に執行停止あるいは時効中断を積極的に行うこととした。

④平成18年度に分割納付取扱要領を制定し、分割納付を承認できる要件、承認するための条件及び承認する期間などを規定した。

⑤平成18年度に既存システムを改良し、確定延滞金の毎月の残高管理を行えるようにした。
また、平成19年度より延滞金の徴収目標を設定するとともに、徴収嘱託員においても確定延滞金の納付奨励を行うことにより、延滞金の積極的徴収を行うこととした。

⑥平成18年度に金沢市税延滞金減免取扱要綱第4条にかかる取扱指針を作成し、申請書に添付すべき必要書類を事由毎に明示した。

⑦平成18年度に滞納管理システムを開発し、平成19年度より、差押情報等の一元管理の体制を整えた。

⑧差押案件については、経過した期間の長短にかかわらず、事案に応じ、適時、インターネット公売や執行停止等のより積極的な処分を行った。

⑨滞納者情報の適切な管理は実務上大きな効率性を生み出すと考えられることから、システム変更や補助システムの立ち上げなどを検討する必要がある。

⑨平成18年度に滞納管理システムを開発し、平成19年度より、滞納者情報のより適切な管理を行うこととした。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年6月6日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局長寿福祉課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・金沢市福祉サービス公社運営費補助金 指摘事項 公社全体の収支から見て、金沢市からの補助金減額を検討すべきと考える。</p> <p>・老人福祉施設建設事業費補助 意見 現状の基準で補助対象者を今後も決めていくと少数事業者による寡占状態になってしまうおそれがある。補助対象者選定基準の再検討を望みたい。</p>	<p>平成19年度から公社の収支状況を考慮して、事務局費への補助割合を25%から10%に変更し、補助金額を削減した。</p> <p>安定的な経営が確保でき、質の高いサービスを提供できる事業者を選定するという観点から選定基準自体の変更は難しいが、平成18年度にはホームページ等で公募を周知する等新規参入を促進するための改善を行った。今後は、次回公募時に向けて、更に新規参入を促進するための取り組みを研究していく。</p>

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成19年8月13日

金沢市消防長 川 村 外 志 夫

場所 金沢市臨港消防署管轄区域内(大野町4丁目地内)

日時 平成19年9月6日(木)午後1時10分から午後2時10分まで

◎正誤

○平成19年5月21日付け金沢市公報第2553号

頁	箇所	誤	正
1	上から11行目	金沢農業農村総合振興計画	金沢農業・農村総合振興計画
4	上から6行目及び13行目		

平成19年(2007年)8月13日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)8月13日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)